

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1544号から第2030号まで 及び第2031号から第2077号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の534件の答申を行いました。

答申第1544号から第2030号まででは、横浜市長が行った一部開示決定、開示決定及び非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2031号から第2077号まででは、横浜市長が行った個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「平成21年度まち建道第653号」ほかの一部開示決定、開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第1544号から第2030号まで】

- (2) 「道路審議票白根〇丁目91」ほかの個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2031号から第2077号まで】

### 2 諮問までの経過等

- (1) 答申第1544号から第2030号まで  
一部開示決定をした案件は答申別表2、開示決定をした案件は答申別表3、非開示決定をした案件は答申別表4に記載。
- (2) 答申第2030号から第2077号まで  
個人情報一部開示決定をした案件は答申別表2、個人情報開示決定をした案件は答申別表3に記載。

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

- (1) 答申第1544号から第2030号まで  
対象行政文書及び原処分の決定内容について、一部開示決定をした案件は答申別表2、開示決定をした案件は答申別表3、非開示決定をした案件は答申別表4に記載。審査会の結論は全て原処分妥当。
- (2) 答申第2030号から第2077号まで  
対象保有個人情報及び原処分の決定内容について、個人情報一部開示決定をした案件は答申別表2、個人情報開示決定をした案件は答申別表3に記載。審査会の結論は全て原処分妥当。

## 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p><b>《別表2から別表4までの「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った一部開示、開示又は非開示決定（以下、各処分を総称して「本件処分」という。）に至る経緯について》</b></p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、審査請求人は、繰り返し多数の開示請求を行っている。</p> <p>審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。開示の実施についても、平成29年9月以降、旭区役所内の部署の一部に係るものを除き、全く応じていない。</p> <p>さらに、開示請求に対する開示決定等について繰り返し審査請求を行っており、その件数は、当審査会に諮問されているものに限っても、平成30年8月31日現在で、787件となっている。本件審査請求もその一部である。</p> <p><b>《別表2から別表4までの「審査請求文書」欄に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の概要及びこれらに係る事務について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、別表2から別表4までの「審査請求文書」欄に記載のとおりであり、一部開示決定に係るものの非開示部分及びその適用条項は、別表2の「非開示情報」欄及び「適用条項等」欄に記載のとおりであり、非開示決定に係るものの実施機関による非開示とした説明については、別表4の「実施機関の主な説明趣旨」欄に記載のとおりである。</p> <p>本件処分に係る行政文書は、①建築基準法の道路種別の判定に係る事務、②建築相談に係る事務、③建築確認に係る事務及び④行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものであり、その分類は、別表1の「文書に係る事務」欄に記したとおりである。この答申では、上記①から④までの事務内容に応じて判断を示すこととする。</p> <p><b>《本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 建築基準法の道路種別の判定に係る事務について            建築局建築指導部建築指導課（以下「建築指導課」という。）では、建築基準法第42条に規定する道路について、建築基準法の道路種別を判定している。道路種別の判定については、道路相談等を受け、現地調査及び資料を確認したうえで判定した内容を道路審議票として保存している。</p> <p>イ 本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて            本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築基準法の道路種別判定に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 本件審査請求文書のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するもの（文書202を除く。）の特定の妥当性について            実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する行政</p>

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する行政文書を特定しているとのことであつた。開示請求書を見るに、審査請求人による開示請求書の記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであつた。</p> <p>このような状況においては、実施機関による行政文書の特定については、不合理なものとは認められない。</p> <p>エ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号の該当性について</p> <p>(ア) 別表1「略称」欄記載の（以下「文書〇〇」と数字を付記しているものについては、同欄の記載文書を指すものとする。）文書1から文書3まで、文書5から文書7まで、文書17から文書21まで、文書23から文書30まで、文書32、文書33及び文書35から文書100までに記録されている個人の氏名、文書1から文書3まで、文書5から文書7まで、文書17から文書21まで、文書23から文書30まで及び文書32から文書100までに記録されている住所、文書1、文書18、文書19、文書21、文書24から文書27まで、文書29、文書30、文書32、文書35から文書60まで、文書63、文書65、文書67、文書68及び文書70から文書95までに記録されている電話番号、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37から文書42まで、文書53、文書67及び文書70から文書95までに記録されている郵便番号、文書7、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37、文書38、文書40から文書42まで、文書53、文書67、文書69から文書71まで及び文書97に記録されている個人印の印影、文書4、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37、文書38、文書67、文書70及び文書71に記録されている車のナンバープレート、文書18、文書19、文書30、文書35、文書37、文書38、文書53、文書67、文書70及び文書71に記録されている年齢、戸籍謄本、住民票及び車のナンバー、文書36及び文書37に記録されている主張の内容、文書98及び文書99に記録されている要望の内容並びに文書7に記録されている印鑑証明書は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 文書1、文書2、文書6、文書17、文書21、文書23、文書24、文書26から文書30まで、文書32、文書33、文書39から文書43まで、文書46から文書52まで、文書55、文書56、文書58から文書60まで、文書63、文書67、文書68から文書97まで及び文書99に記録されている土地の地番、文書37、文書38、文書40から文書42まで及び文書97に記録されている確認年月日並びに文書69に記録されている土木事務所の所属先は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、本件審査請求文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等や道路判定に関する当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(ウ) 文書1、文書24、文書26から文書30まで、文書32、文書35、文書37、文書38、文書46から文書52まで、文書55、文書56、文書58、文書59、文書65、文書67、文書68、文書70から文書79まで、文書82から文書91まで、文書94及び文書95に記録されている「個人が推測できる情報（確認番号）」は、何人にも閲覧可能な建築計画概要書等の情報と照合することによって、本件審査請求文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(エ) 文書44及び文書98から文書100までに記録されている事件番号、文書18に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、土木事務所の所属先及び土地の地番）」、文書19及び文書53に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先及び土地の地番）」、文書</p>

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>20、文書34、文書61及び文書62に記録されている「個人が推測される情報（照会先、文書番号、土木事務所の所属先、税務課の所属先、電話番号、FAX番号、土地の地番、事件番号及び建築計画概要書）」、文書27、文書72、文書73、文書76から文書79まで、文書88、文書89、文書94及び文書95に記録されている「個人が推測される情報（事件番号、照会先、文書番号及び建築計画概要書）」、文書30、文書37、文書70及び文書71に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、電話番号、FAX番号、文書番号、建築計画概要書、地名及び地名地番）」並びに文書35、文書38及び文書67に記録されている「個人が推測される情報（公図、登記簿謄本、戸籍の附票、地積測量図、案内図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、学校名、町内会名、県営住宅の名称、事件番号、法務局出張所先、税務課の所属先、土木事務所の所属先、照会先、文書番号、建築計画概要書、地名及び土地の地番）」は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(ウ) 文書2、文書21、文書23、文書30、文書33、文書37、文書43、文書52、文書60、文書63、文書70、文書71、文書80、文書81、文書92及び文書93に記録されている個人を特定する記載内容は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、道路判定に係る主張をしている特定の個人の氏名及び住所を推測することが可能であり、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について  文書1、文書2、文書4、文書21、文書23、文書24、文書26、文書27、文書29、文書30、文書32、文書33、文書35、文書37から文書40まで、文書42、文書43、文書46から文書52まで、文書55、文書56、文書58から文書60まで、文書63、文書65、文書67、文書68及び文書70から文書95までにある建築士印の印影については、設計図書の発行にあたり資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、開示することにより当該建築士の印影を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められるため、本号アに該当する。</p> <p>カ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について  文書18、文書19、文書27、文書30及び文書35にある弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなど当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。また、文書7にある印鑑証明書及び法人代表者印の印影については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該個人及び当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>キ 情報公開条例第7条第2項第6号柱書の該当性について  文書2、文書21、文書23、文書30、文書33、文書37、文書43、文書52、文書60、文書63、文書70、文書71、文書80、文書81、文書92、文書93及び文書247で非開示とされた課税台帳情報に係る部分について、文書2を見分したところ、土地の地番、形状、位置関係、敷地境界線、家屋の形状、所有者と思われる者の氏名が記された図面であった。実施機関の説明によれば、この図面は、固定資産税評価のための参考資料で、土地等の大まかな位置関係を示すに過ぎない図面であり、行政内部の作業に用いるもので敷地境界線が正確でなく、土地面積が実際とは異なる大きさで表示される場合もあるため、このような正確性を欠く情報を公にすれば、固定資産税の評価事務に混乱を生じさせるおそれがある、とのことであった。</p> <p>このような情報について公にすると、実施機関の説明にあるおそれがあることから、本号柱書に該当する。</p> <p>なお、実施機関の決定通知書及び弁明書によれば、情報公開条例第7条第2項第6号アを根拠規定とする記載があるが、決定通知書における根拠規定を適用する理由欄における「課税業務の適正な遂行に支障をきたすおそれ」という記載を見れば、これは明らかに情</p>

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>報公開条例第7条第2項第6号柱書の誤記と認められる。</p> <p>ク 文書202を文書を特定できないとして非開示としたことの妥当性について</p> <p>(ア) 情報公開条例第6条第2項に規定する「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合、記載内容の意味が不明な場合又は記載が不鮮明な場合のほか、同条第1項第2号に規定する「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定できない場合を含むと解される。</p> <p>また、開示請求者は行政文書がどのような形で存在しているかを知らないことも少なくないことから、情報公開条例では対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を実施機関に課しており、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものといえることができる。</p> <p>(イ) 実施機関は、文書202に係る非開示決定を行うに当たって、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、平成28年5月13日及び同年6月3日に、開示請求書の補正を依頼したが、審査請求人はいずれの補正依頼にも応じなかったため、対象行政文書を特定することができず、非開示決定を行ったと説明している。</p> <p>(ウ) そこで開示請求書について検討すると、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、別表4の「請求No.」欄2の案件の「開示請求書の記載」欄にある記載がされているが、この記載には、過去に発出された、開示請求書の記載についての補正依頼書の文書番号と思われる記載がある。そこで、開示請求書に記載のある過去の補正依頼書を見分したところ、開示請求書の記載と合わせてみても、当該補正依頼書中のどの記述に係る文書の開示を求めているのか、明らかでない。</p> <p>したがって、本件の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできず、本件の開示請求書に情報公開条例第6条第1項第2号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。</p> <p>ケ 文書201の不存在について</p> <p>実施機関は、次のとおり説明をしている。</p> <p>執務室及び書庫を確認したが、文書201はなかった。文書201の前後の文書である白根〇丁目No26は昭和60年5月29日に受理、No28の文書は同年6月24日に受理されているため、文書201については昭和60年5月29日から同年6月24日までの間に白根地区での建築に際しての相談があったものと推測される。道路審議票の文書保存期間は現在30年であり、当時作成されたとすれば廃棄年度はまだ経過しておらず、通常は廃棄年度を待たずして廃棄したとは考えられない。しかし、当時市民から相談を受けた段階で整理番号を取得したものの、決裁に至らなかったため資料として保管されず、「道路審議票白根〇丁目No27」については欠番となったものと推測される。</p> <p>番号を付したものの、決裁に至らない等何らかの事情で欠番になることはあり得ることであり、その場合は欠番となった文書を保有する必要性はないのであるから、実施機関の説明は不自然とはいえない。</p> <p>コ 文書203、文書204、文書243及び文書259の不存在について</p> <p>実施機関は、次のとおり説明をしている。</p> <p>平成22年9月2日に弁護士から照会があり、その内容が複数課にまたがる内容であったため、特定区の税務課及び土木事務所宛に照会文及び照会に添付された資料を送付し、各部署の回答内容を取りまとめて回答をした。資料中の個人情報については、各課で適切に管理しており、審査請求人が主張する情報漏えいの事実はなく、また当該事務を執行する上で、一般に、請求されているような文書を作成し、又は取得する必要はない。</p> <p>以上の実施機関の説明は不自然とはいえない。</p> <p>サ 文書219、文書220、文書230、文書231、文書238、文書239、文書241、文書255、文書256及び文書260の不存在について</p> <p>実施機関は、次のとおり説明をしている。</p> <p>平成22年9月2日に弁護士から照会があり、同年9月27日に回答をしている。平成23年</p>

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>12月6日に審査請求人から実施機関に照会があり、弁護士に回答することとなった根拠を問われたため、同年12月16日に「弁護士法第23条の2第2項による照会依頼があったため」と回答をした。しかし、実際には弁護士法による照会ではなかったため、平成24年3月6日に訂正して再度回答した。以上のような経緯から、弁護士法第23条の2第2項による照会は受けておらず、回答もしていない。</p> <p>以上の実施機関の説明は不自然とはいえない。</p> <p>シ 文書221の不存在について 審査会において、平成14年に建築局で旭区白根特定丁目特定番地先に係る処分や判断等を行ったという事実は確認できなかった。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ス 文書237の不存在について 公図は、法務局に備え付けられている土地の位置及び形状を具体的に示す図面である。 したがって、公図のこのような性格からすれば、みなし道路である建築基準法第42条第2項の道路について、その位置を明示した公図は存在しない、とする実施機関の説明は是認できる。</p> <p>セ 文書240の不存在について 実施機関は、次のとおり説明している。 開示請求書の記載から、審査請求人は、過去に開示の途中に離席したことがあるところ、当該開示の実施の際に横浜市が用意していた開示対象文書を請求しているものと解した。そして、当該開示の実施に係る決定は、文書132に係る一部開示決定7件、文書不存在を理由とする非開示決定1件であった。文書240は、当該開示の実施に用意していた対象行政文書のうち、文書不存在を理由とする非開示決定に係る文書である。 実施機関が開示の実施のために用意した文書を請求対象文書であると解するのであれば、そもそも不存在を理由として非開示決定した文書を特定し、その文書に係る非開示決定を改めて行う必要はなかったと考えられるが、あえて特定して非開示とした決定について不当であるとまではいえない。</p> <p>ソ 文書244の不存在について 「横浜市町区域要覧（平成28年度）」（横浜市市民局発行）によれば、旭区白根町において住居表示が実施されたのは昭和63年であり、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>タ 文書245、文書246、文書248及び文書249の不存在について 文書245、文書246、文書248及び文書249について、当審査会で文書2を見分したところ、審査請求人が求めるような図面、資料等は存在しなかった。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>チ 文書251の不存在について 市民局市民情報室長が処分不作為の状態を指摘したという事実は確認できなかった。また、平成28年12月14日に開示は実施されており、開示をしていない文書はないとする実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ツ 文書252の不存在について 実施機関が審査請求人に訴訟の取り下げを依頼し、その依頼により訴訟を取り下げたという事実は確認できなかった。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p><b>《本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 建築相談に係る事務について 横浜市では、建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課で資料調査及び現地調査を行い、現場で写真を撮影する。その後それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合は、建築局建築監察部違反对策課に引き継いでいる。 なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築指導課）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。</p> <p>イ 本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものについて</p>

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築相談に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 本件審査請求文書のうち、建築相談に係る事務に関するものの特定の妥当性について 本件審査請求文書の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、不合理なものとは認められない。</p> <p>エ 文書106及び文書107について 文書106及び文書107は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1471号から第1481号まで（平成29年11月24日。以下「先例答申1」という。）の対象とされた審査請求文書と同一である。本件処分における開示、非開示の判断は先例答申1と同様であり、かつ、先例答申1における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>オ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について 文書103及び文書108から文書116までに記録されている個人の名前、文書103、文書105、文書108、文書109及び文書111から文書116までに記録されている住所、文書103及び文書116に記録されている案内図、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号及び検査済証番号、文書104及び文書116に記録されている写真上の車のナンバープレート、文書108及び文書116に記録されている所在地、文書103に記録されている敷地地番、建築確認番号、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図並びに道路台帳区域線図上の地番及び図郭番号並びに文書116にある登記簿上の不動産番号及び家屋番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>カ 文書214及び文書236への情報公開条例第17条第3項の適用について 情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。文書214及び文書236は建築基準法であるが、この法律は、市民情報センターに配架されている現行法規総覧等に収録されていることから、情報公開条例の適用外の文書であることが認められる。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>キ 文書205、文書206、文書208、文書210及び文書211の不存在について 実施機関は、次のような説明をしている。 弁明書（平成28年6月1日）では、「平成20年10月23日」に資料を引き継いだと記載したが、この記載については、弁明書追加（平成28年7月1日建建安第387号）により、「平成20年10月22日」と訂正している。実施機関では、平成20年10月22日に当時のまちづくり調整局情報相談部情報相談課からまちづくり調整局建築審査部建築審査課に資料を引き継いでいるため、平成20年10月23日には資料を引き継いでいない。 以上の実施機関の説明は不自然とはいえない。</p> <p>ク 文書207の不存在について 審査請求人は、資料が偽造されていることを前提に偽造前の資料の開示を求めているが、そもそも偽造の事実を確認することができなかった。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ケ 文書209、文書212及び文書222の不存在について 実施機関によれば、文書107の発出日時及び発出時刻は記録していないため、作成しておらず、保有していないとしている。 平成20年度の行政文書分類表（共通）を見ると、「料金後納郵便物等差出票」については、保存期間が1年であるとされている。 本件に係る文書については、仮に作成されていたとしても廃棄済みであると考えられる。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>コ 文書213の不存在について 実施機関の説明によると、違反建築物に対する是正勧告に際しては、通常であれば、道路に対して突出物があるかどうかを目視で調査し、突出物がある場合には、道路から突出部分について計測を行い、簡易な図面を作成するが、文書106に係る当該図面その他の調</p>



<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1544 ～ 2030</p>	<p>査時の資料は、現に保有する文書を確認したが見つからなかった、とのことであった。      当審査会において、文書106に関し実測調査が行われ、その結果図面等が作成されたかどうかを推認することはできず、文書213は現に保有していないとの実施機関の主張は是認せざるを得ない。</p> <p>サ 文書215の不存在について      職員が市民に文書を持参した際の状況を課長に報告する場合に、口頭で行ったのであれば、改めて文書を作成してまで報告する必要はないと考えられる。      したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>シ 文書217の不存在について      建築基準法の違反があるかどうか調査した文書について、審査請求人が開示請求の対象から除外した文書のほかに、実施機関が文書を作成し、又は取得する必要はないと考えられる。      したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ス 文書218の不存在について      旭区白根特定地番A所在の建築物について建築情報課で作成し、建築安全課へ提供した文書について、審査請求人が開示請求の対象から除外した文書のほかに、実施機関が文書を作成し、又は取得する必要はないと考えられる。      したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>セ 文書232の不存在について      他課に文書を手交する際に決裁文書を添付する必要性はないと考えられることから、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ソ 文書233の不存在について      建築審査課の課長が「写真は偽造されたものではない」との発言について、職員に対して文書により確認する必要はないと考えられる。      したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>タ 文書235の不存在について      文書106に関して経緯を関係職員に聴取をしたという事実は確認できなかった。      したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p><b>《本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 建築確認に係る事務について      横浜市では、建築基準法に基づき、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、建築指導課（平成4年当時は旭区役所区政部建築課）で申請された図面等を建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかを確認し、適合する場合は確認済証を発行している。      また、申請があった場合には建築中及び完成後に現地において建築基準法の適合性について検査を行っている。      この一連の資料を、「確認申請書」として、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「横浜市文書管理規則」という。）第10条第4項に規定する行政文書分類表の「確認申請及び計画通知関係書類（10年）」により建築指導課で保存している。建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3第5項の規定により確認済証の交付日から15年間の保存期間が義務付けられているため、10年間保存した後に5年間延長をする運用としている。この運用は、平成19年から始まっており、それまでは建築基準法による保存期間が定められていなかったため、横浜市文書管理規則第10条第4項に規定する行政文書分類表により3年で廃棄していた。また、横浜市文書管理規則が制定される以前は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日限り廃止。）第35条第2項の第4種文書として3年で廃棄していた。      建築確認の業務は、建築基準法第6条の2に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）も行うことができる。指定確認検査機関による確認を受ける場合には、確認申請書を指定確認検査機関に提出することとされている。指定確認検査機関により確認が行われた場合、指定確認検査機関は確認審査報告書、建築計画概要書等により横浜市に報告することとなっている。この報告される書類には、建築計画概要書以外の確認申請書に添付されている書類は含まれない。建築計画概要書は</p>



答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>一般の閲覧に供されている。</p> <p>イ 本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものについて 本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「建築確認に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 本件審査請求文書のうち、建築確認に係る事務に関するものの特定の妥当性について 本件審査請求文書の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、不合理なものとは認められない。</p> <p>エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について 文書117にある個人の名前、住所、地番及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 文書216及び文書227の不存在について 建築確認は、指定確認検査機関においても行われることからすれば、実施機関の説明は不自然とはいえず、是認できる。</p> <p>カ 文書223、文書234、文書242及び文書250の不存在について 文書223は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1366号（平成28年12月7日。以下「先例答申2」という。）に係る審査請求文書のうち、確認通知書である。文書234は、先例答申2に係る審査請求文書のうち、確認通知書及び合格通知書である。文書242及び文書250は、先例答申2に係る審査請求文書のうち、合格通知書である。本件処分における開示、非開示の判断は先例答申2と同様であり、かつ、先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>キ 文書224から文書226まで、文書253及び文書257の不存在について 文書224は、平成4年度の確認申請書である。文書225は、平成4年度、平成5年度及び平成8年度の確認申請書である。文書226は、平成4年度の改善指導書である。文書253及び文書257は、平成元年度の確認申請書である。 平成11年度までに作成された行政文書については、横浜市文書取扱規程で保存期間が定められていた。同規程第35条第2項では、行政文書の種別及び類別ごとに保存期間が定められており、第1種（永年）、第2種（10年）、第3種（5年）、第4種（1年、2年又は3年）の4区分に分類されていた。文書224から文書226まで、文書253及び文書257が第1種（永年）の行政文書に区分されていなかったか建築局及び旭区の公文書目録を確認したが、平成元年度、平成4年度、平成5年度及び平成8年度の公文書目録には、確認申請書及び改善指導書は、記載されていなかった。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ク 文書228の不存在について 文書228のうち「(1)③K課長（照会日不詳）が13時15分に「写真の授受はあった。写真は偽造されたものではない。」と当時の担当者Sが撮影したと確認した文書」については、課長が職員に対して文書により確認する必要性はないものと考えられる。「(2)⑧白根特定丁目特定地番Aに対し、A（X区建築課係長）が平成4年7月7日に建築基準に適法と審査し、金融公庫代理店A信用金庫B支店へ合格と通知した際の文書。」は、先例答申2に係る審査請求文書のうち合格通知書であり、文書228のうち「(3)平成4年4月23日付で建築許可書（合格通知書）を横浜旭局から申請者に発送した許可書」は、先例答申2に係る審査請求文書のうち確認通知書である。「(4)及び平成4年3月12日に申請した建築申請概要書。」については、その存在を確認することができなかった。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ケ 文書229の不存在について 文書19は、関係する業務の担当課として、特定区の税務課及び土木事務所に照会をした文書であり、建築審査課は照会の対象ではないことから、同文書に対し建築審査課の回答文書は作成されておらず、保有していない、とする実施機関の説明は不自然とはいえない。</p> <p>コ 文書258の不存在について 文書258は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1493号（平成30年1月19日。以下「先例答申3」という。）の対象とされた審査請求文書と同一である。本件処分における開示、非開示の判断は先例答申3と同様であり、かつ、先例答申3における判断を変</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>1544 ～ 2030</p>	<p>更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p><b>《本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務について  横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）を制定し、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。</p> <p>実施機関は、請求のあった行政文書及び保有個人情報について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書及び保有個人情報は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号及び個人情報保護条例第22条各号に掲げる情報については、開示しない場合がある。</p> <p>イ 本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものについて  本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものは、別表1の「文書に係る事務」欄に「行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 本件審査請求文書のうち、行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関するものの特定の妥当性について  本件審査請求文書の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、不合理なものとは認められない。</p> <p>エ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について  文書118から文書149までに記録されている個人の氏名・名前、文書118から文書127まで、文書129、文書133から文書146まで及び文書148に記録されている住所、文書118から文書127まで、文書129及び文書133から文書146までに記録されている電話番号、文書137から文書146までに記録されている個人印の印影、文書142から文書146までに記録されている土地の地番、文書123、文書135及び文書136に記録されている郵便番号、文書124及び文書126に記録されている事件番号並びに文書123に記録されている主張の内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 文書254の存否応答拒否について  (ア) 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>したがって、存否応答拒否を行うには、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>(イ) 文書254に係る非開示決定は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>情報公開条例第7条第2項第2号本文では、(3)エ(ア)で述べたとおり規定している。</p> <p>そこで、文書254に係る非開示決定が(イ)①及び②の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p>

答申 番号	判断の要旨
1544 ～ 2030	<p>(ウ) まず、①の要件について検討する。 本件請求では、特定個人宛ての一部開示決定通知書の訂正文書を開示請求書に添付し、当該訂正文書に係る特定個人の開示請求書の開示を求めている。したがって、一部開示又は非開示決定を行えば、特定個人の開示請求書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば、特定個人の開示請求書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人が開示請求書を提出したことの事実の有無が明らかになり、特定個人の開示請求書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。 したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>(エ) 次に、②の要件について検討する。 開示請求書を提出したという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 したがって、上記②の要件に該当する。</p> <p>(オ) 以上により、文書254に係る非開示決定は、存否応答拒否の要件を充足するというべきである。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>ア 審査請求人は、実施機関が偽造文書により、開示を実施している旨主張している。その意味するところは明確ではないが、(4)クで判断したようにそもそも偽造した事実は確認できなかったし、仮に条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示とした部分について、黒く塗抹して開示の対応を行うことを偽造というのであれば、その主張は全く採用することはできない。また、前述のとおり、審査請求人は、隣接する市道との境界について、自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けているが、開示された文書の内容が審査請求人の主張に整合していないとしても、そのことによって審査請求人の主張に整合する他の文書を実施機関が隠ぺいしていることになるものではないし、そもそも当審査会は、審査請求人の土地所有権の有無や個別の文書に記載された内容の真偽について判断する権能を有する機関ではない。</p> <p>イ 審査請求人は、過去に請求のあった行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず開示請求等を行う、開示決定等の期限が到来する前や開示予定日より前に新たな開示請求等を行う及び審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について特段の事情の変化が生じていないにも関わらず新たな開示請求を行う等、開示請求権の行使に当たり不適切な行為を繰り返し行っているが、このような行為は、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと考えられる。情報公開制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではないが、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはならないことからすれば、審査請求人による前述の行為については、適切な権利行使であるとは到底いえない。</p> <p>ウ 実施機関においては、上記趣旨を踏まえ、情報公開条例の適正な運用を求めるものである。</p>
2031 ～ 2077	<p><b>《別表2又は別表3の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った一部開示又は開示決定（以下、各処分を総称して「本件処分」という。）に至る経緯について》</b></p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関</p>

答申 番号	判断の要旨
2031 ～ 2077	<p>が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求及び個人情報本人開示請求を行い、さらに開示請求等に対する決定について繰り返し審査請求を行っている。本件審査請求もその一部である。</p> <p><b>《本件処分に係る保有個人情報に係る事務について》</b></p> <p>本件処分に係る保有個人情報は、①建築基準法の道路種別の判定に係る事務、②建築相談に係る事務及び③行政文書の開示請求に係る事務に関するものであり、その分類は、別表1に記したとおりである。そこで、この答申では、上記①から③までの事務内容に応じて判断を示すこととする。</p> <p><b>《別表2及び別表3の「保有個人情報【保有個人情報の概要】」欄に記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 建築基準法の道路種別の判定に係る事務について            建築局建築指導部建築指導課（以下「建築指導課」という。）では、建築基準法第42条に規定する道路について、建築基準法の道路種別を判定している。道路種別の判定については、道路相談等を受け、現地調査及び資料を確認したうえで判定した内容を道路審議票として保存している。</p> <p>イ 本件保有個人情報のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて            「道路審議票白根〇丁目91」（以下「個人情報1」という。）、「平成21年度まち建道第653号」（以下「個人情報2」という。）及び「道路審議票白根〇丁目26」（以下「個人情報3」という。）は、建築基準法上の道路判定資料である。「平成22年度建建道第1947号」（以下「個人情報4」という。）は、審査請求人から横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求を受け、個人情報2について一部開示決定をした起案文書である。「平成23年度建建道第2765号」（以下「個人情報5」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報1について一部開示決定をした起案文書である。「平成23年度建建道第2929号」（以下「個人情報6」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報1並びに弁護士からの照会文書及びこれに対する回答文書について一部開示決定をした起案文書である。「平成24年度建建道第826号」（以下「個人情報7」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報1、個人情報2、弁護士からの照会文書及びこれに対する回答文書等について一部開示決定をした起案文書である。「平成29年度建建指第352号」（以下「個人情報8」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報5について一部開示決定をした起案文書である。「平成29年度建建指第873号」（以下「個人情報9」という。）は、審査請求人からの情報公開条例に基づく開示請求に対し、存否応答拒否に基づく非開示決定をした起案文書である。</p> <p>実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、個人情報1から個人情報9までの保有個人情報を特定した。</p> <p>実施機関は、個人情報1から個人情報8までにある個人の氏名、住所及び土地の地番、個人情報1及び個人情報5から個人情報8までにある電話番号及び個人が推測される情報（確認番号）並びに個人情報2、個人情報4及び個人情報7にある個人を特定する記載について、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当するとし、非開示としたと説明している。</p> <p>また、個人情報1、個人情報2及び個人情報4から個人情報8までにある建築士印の印影については個人情報保護条例第22条第4号アに、個人情報6及び個人情報7にある弁護士印の印影については個人情報保護条例第22条第5号に、個人情報2、個人情報4及び個人情報7にある課税台帳情報については個人情報保護条例第22条第7号アにそれぞれ該当するとして、非開示としたと説明している。</p> <p>なお、個人情報9については非開示とした部分はなく、全部開示されている。</p> <p>ウ 本件保有個人情報のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものの特定の妥当性について</p>

答申 番号	判断の要旨
2031 ～ 2077	<p>実施機関の説明によると、実施機関は個人情報本人開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する保有個人情報を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する保有個人情報を特定しているとのことであった。個人情報本人開示請求書を見るに、審査請求人による個人情報本人開示請求書の記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。</p> <p>このような状況においては、実施機関による保有個人情報の特定については、不合理なものとは認められない。</p> <p>エ 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について</p> <p>(ア) 個人情報1から個人情報8までに記録されている個人の住所及び氏名並びに個人情報1及び個人情報5から個人情報8までに記録されている電話番号は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 個人情報1から個人情報8までにおける建築基準法上の道路判定資料において記録されている土地の地番は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、本件対象保有個人情報における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等や道路判定に関する当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(ウ) 個人情報1及び個人情報5から個人情報8までに記録されている確認番号は、何人にも閲覧可能な建築計画概要書等の情報と照合することによって、本件対象保有個人情報における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(エ) 個人情報2、個人情報4及び個人情報7に記録されている個人を特定する記載は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、道路判定に係る主張をしている特定の個人の氏名及び住所を推測することが可能であり、本件本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 個人情報保護条例第22条第4号アの該当性について</p> <p>個人情報1、個人情報2及び個人情報4から個人情報8までに記録されている建築士印の印影については、設計図書の発行にあたり資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、開示することにより当該建築士の印影を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められるため、本号アに該当する。</p> <p>カ 個人情報保護条例第22条第5号の該当性について</p> <p>個人情報6及び個人情報7に記録されている弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなど当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>キ 個人情報保護条例第22条第7号柱書の該当性について</p> <p>個人情報2、個人情報4及び個人情報7で非開示とされた課税台帳情報に係る部分について、対象保有個人情報を見分したところ、土地の地番、形状、位置関係、敷地境界線、家屋の形状、所有者と思われる者の氏名が記された図面であった。実施機関の説明によれば、この図面は、固定資産税評価のための参考資料で、土地等の大まかな位置関係を示すに過ぎない図面であり、行政内部の作業に用いるもので敷地境界線が正確でなく、土地面積が実際とは異なる大きさで表示される場合もあるため、このような正確性を欠く情報を公にすれば、固定資産税の評価事務に混乱を生じさせるおそれがある、とのことであった。</p>

答申番号	判断の要旨
2031 ～ 2077	<p>このような情報について公にすると、実施機関の説明するおそれがあることから、本号柱書に該当する。</p> <p>なお、実施機関の弁明書によれば、個人情報保護条例第22条第7号アを根拠条文とする記載があるが、弁明書における「適正な遂行に支障をきたすおそれ」という記載を見れば、これは個人情報保護条例第22条第7号柱書の誤記と認められる。</p> <p><b>《本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 建築相談に係る事務について 横浜市では、建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築局建築監察部違反対策課に引き継いでいる。</p> <p>なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築指導課）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。</p> <p>イ 本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するものについて 「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）の内訳表（書類名称およびその枚数）」（以下「個人情報10」という。）は、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」という文書に含まれる書類名称及びその枚数等を表にしたものである。 実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、個人情報10を特定し、これを全部開示した。</p> <p>ウ 本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するもの特定の妥当性について 本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するもの特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、特定の不足は認められず、不合理なものとは認められない。</p> <p><b>《本件保有個人情報のうち、行政文書の開示請求に係る事務に関するものについて》</b></p> <p>ア 行政文書の開示請求に係る事務について 横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、附属機関の会議の公開や出資法人等の情報公開にも取り組むなど、情報公開の総合的な推進を図っている。実施機関は、請求のあった行政文書について、請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号に掲げる情報については、開示しない場合がある。</p> <p>イ 本件保有個人情報のうち、行政文書の開示請求に係る事務に関するものについて 「平成28年4月8日請求に係る送付文について 平成28年4月22日請求に係る送付文について」（以下「個人情報11」という。）は、審査請求人からの開示請求に対し、審査請求人あてに送付した開示決定等の通知書に添付した文書である。「平成29年6月12日受付開示請求書の写し」（以下「個人情報12」という。）は、審査請求人から受け付けた開示請求書である。 実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、個人情報11及び個人情報12を特定し、これを全部開示した。</p> <p>ウ 本件保有個人情報のうち、行政文書の開示請求に係る事務に関するもの特定の妥当性について 本件保有個人情報の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、特定の不足は認められず、不合理なものとは認められない。</p>

※ 答申全文及び答申別紙については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokai/shinsakai/shinsakai/>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （行政文書の開示義務）

第6条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(第1号省略)

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(第3号省略)

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### （行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ省略)

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(第5号省略)

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イからオまで省略)

#### （行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非



開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(他の法令等との調整)

第17条 (第1項及び第2項省略)

- 3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。  
(第4項省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例(平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの)

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。  
(第1号及び第2号省略)

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別番号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ省略)

- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(第6号省略)

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イからオまで省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881